

○広告を出せる地域でも許可が必要となる地域があります。

【条例第5条】（許可地域等）

次に掲げる地域又は場所（第3条各号に掲げる地域又は場所を除く。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 高知市を除く下記市町の都市計画区域

室戸市、安芸市、香美市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、
宿毛市、土佐清水市、いの町

- 道路区域及び両側100m以内の区域

国道：32号・33号・55号・56号・194号・195号・197号・
321号・381号の全線
（また、439号・441号・494号の一部）

県道：春野赤岡・龍河洞公園・須崎仁ノ・高知南環状・横浪公園線の全線
（また、宿毛津島・窪川船戸・中土佐佐賀・香北赤岡・土佐山田野市・
遠崎野市・南国野市線の一部）

許可
地域

- JR四国、土佐くろしお鉄道の両側100m以内の区域

- 四国横断自動車道の両側500m以内の区域

（そのうち両側100mは禁止地域）

などがあります。

